

執筆者:

E-mail✉ [張 翠萍](#)E-mail✉ [林 婧](#)E-mail✉ [盧 月亭](#)E-mail✉ [李 源](#)

1. 「プラットフォーム経済の規範的、健康的、持続的な発展の推進に関する若干の意見」¹

国家発展改革委員会等 9 部門²、2021 年 12 月 24 日公布、同日施行、部門規範性文書

近年、中国において、インターネットプラットフォームを基盤とするプラットフォーム経済が急成長し、生活に関する分野の経済効率は大幅に向上し、国民に大きな利便性がもたらされた。しかし、市場支配的地位の濫用や不正競争等の問題も生じている。これまでに、プラットフォーム経済の発展促進と同時に、関連企業による行為を規範化するため、「商品取引市場の推進及びプラットフォーム経済の発展に関する指導意見」及び「プラットフォーム経済分野に関する国務院独占禁止委員会の独占禁止ガイドライン」等の文書が既に公布されている。

今回、国家発展改革委員会等 9 部門が共同で公布した「プラットフォーム経済の規範的、健康的、持続的な発展の推進に関する若干の意見」(以下「本意見」という。)においては、現時点における上記の問題点を踏まえ、主に次の観点から、中国のプラットフォーム経済の発展促進及び規範化の方向性が示されている。

(1) 規則制度の構築及び健全化

- ・ 独占禁止、データセキュリティ、不正競争等に関する統治規則の完全化
- ・ コンプライアンス管理制度及びプラットフォーム情報公示制度の構築、プラットフォーム経済の公平な競争に係る監督管理制度の構築及び健全化、国家標準研究・制定の強化
- ・ 部門間協調の強化、「オンライン・オフライン一体化監督管理」原則の堅持、全過程における監督管理の実現

(2) 監督管理能力及び水準の向上

- ・ プラットフォーム経済分野の独占行為に対する調査・取締りの強化、広告、品質、税収、費用等分野の監督管理の強化
- ・ 金融分野のプラットフォームのデータ利用、信用調査業務、マーケティング行為等の監督管理の強化、非銀行決済機関条例の検討・制定、金融消費者保護メカニズムの完全化
- ・ 不必要なデータの収集行為の厳格な規制、データ濫用行為の取締り、第三者機関によるアルゴリズム評価への支援、サイバーセキュリティ等級保護制度の推進・実行等
- ・ 非接触の監督管理メカニズムの構築、重大違法信用失墜名簿による管理の強化

(3) 発展環境の最適化

- ・ 登記登録の簡易化、規範化の推進、参入禁止・許可リストの完全化、合理的なサービス料設定に係るプラットフォーム企業への指導

¹ 中国語: 关于推动平台经济规范健康持续发展的若干意见

² 国家発展改革委員会、市場監督管理総局、中央インターネット安全情報化委員会弁公室、工業情報化部、人力資源社会保障部、農業農村部、商務部、人民銀行、税務総局

- ・ プラットフォーム企業間の提携の推進、秩序のある開放的なエコシステムの確立
- ・ 労働関係の認定基準の完全化、労働者権益に関する制度及びアルゴリズムの公開、新たな就業形態の労働者の社会保険加入の促進

(4) イノベーション発展能力の強化

- ・ プラットフォームによる市場及びデータの優位性の利用、科学技術イノベーションの展開への支援
- ・ プラットフォーム企業の海外進出、グローバル化のレベルアップに対する支援
- ・ プラットフォームによるモデルイノベーション、経済の新業態の育成の奨励

(5) 経済のモデルチェンジ・発展の活発化

- ・ 製造業におけるオンデマンド生産、パーソナライズ・カスタマイズ等の新たな製造モデルの発展の促進
- ・ プラットフォーム企業によるインテリジェント農業の発展、農業のデジタル化モデルチェンジの推進の奨励
- ・ プラットフォームにおける消費を促進する能力の向上、プラットフォーム企業によるスマート製品の普及・活用の推進、オンラインプロモーションの実施、バリアフリーサービスの提供の奨励

(6) 保障措置

- ・ 統一的な計画・調整の強化、企業の通常経営への影響の回避
- ・ 投資、人材育成等に関する保障の強化
- ・ 試行・模索の実施

プラットフォーム経済分野にとって、本意見の内容は、重要な指導的意義を有しており、今後、本意見に基づく関連法令の制定又は改廃が見込まれているため、引き続き注視する必要がある。

2. 「上場会社定款ガイドライン(2022年改正)」³、「上場会社株主総会規則(2022年改正)」⁴、「上場会社独立董事規則」⁵

中国証券監督管理委員会、2022年1月5日公布、同日施行、部門規範性文書

中国証券監督管理委員会(以下「証監会」という。)は、上場会社監督管理の法令を整理し、主に整合性の観点から関連法令の制定又は改廃を行っている。現時点では、既に完了した整理作業において、コーポレート・ガバナンスに関わるものは、主に次のとおりである。

- ・ 「上場会社定款ガイドライン」(以下「定款ガイドライン」という。)及び「上場会社株主総会規則」(以下「株主総会規則」という。)の改正
- ・ 「上場会社独立董事規則」(以下「独立董事規則」という。)の制定
- ・ 「上場会社における独立董事制度の構築に関する指導意見」⁶(以下「独立董事指導意見」という。)及び「社会公衆株株主の権益保護の強化に関する若干の規定」⁷(以下「株主権益保護規定」という。)の廃止

³ 中国語：上市公司章程指引(2022年改正)

⁴ 中国語：上市公司股东大会規則(2022年改正)

⁵ 中国語：上市公司独立董事規則

⁶ 証監会 2001年8月16日公布、同日施行

⁷ 証監会 2004年12月7日公布、同日施行

これらの法令の改正又は制定の主な内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 「定款ガイドライン」

- a. 「証券法」に基づき、短期自社株売買の記述及び主体範囲が修正され、「株主は、定められた割合を超える部分の株式を購入した場合には、当該超過部分の株式について、購入後 36 か月以内において議決権を行使してはならない。」旨が定められた(後述の「株主総会規則」でも同様の修正がなされた。)
- b. 他の法令の関連する内容を取り入れ、上場会社の高級管理者の忠実義務及び違反した場合の賠償責任を定めた上、高級管理者の給与は会社のみが支給するものとし、支配株主が会社の代わりに支給してはならない旨の内容を追加した。
- c. 株主総会の職権について補足し、「株主総会の審議を通過しなければならない対外担保行為」について、「会社の 1 年以内の担保額が会社の直前年度の会計監査を経た総資産の 30%を超える担保」という事項を追加した。

(2) 「株主総会規則」

- a. 「証券法」に基づき、情報開示に関する規定が修正された。
- b. 「株主権益保護規定」の関連内容を取り入れ、単一の株主及びその一致行動者が権益を有する持分割合が 30% 以上の上場会社は、董事、監事の選出に係る議決について累積投票制を採用すべき旨の定めが新たに設けられた。また、上場会社の制定する定款が「株主大会規則」に抵触しないことも求められた。
- c. 監事会又は株主が自ら株主総会を招集する場合の関連手続が簡素化された。すなわち、会社所在地の証監会派出機構への届出及び関係証明資料の提出が不要となった。株主総会の開催方法に関する列举が削除され、上場会社はリアルとバーチャルの両方で株主総会を開催しなければならないことが一層明確化された。

(3) 「独立董事規則」

- a. 証監会は、「独立董事指導意見」の内容を踏まえ、「株主権益保護規定」の独立董事に関する規定を取り入れ、「独立董事規則」を制定した。当該規則においては、「会社法」、「証券法」等の上位法を制定根拠として、規則間に齟齬のある内容が修正され、独立董事の任職条件、権利等の内容が整備された。
- b. 「独立董事規則」は元の関連規定と比べ、実質的な改正点がないものの、証監会は既に独立董事制度について体系的な検討を行っている」と表明しており、今後、当該規則を全面的に改正することが見込まれるため、上場会社はこれを注視する必要がある。

今回の「定款ガイドライン」、「株式総会規則」の改正及び「独立董事規則」の制定は、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する規則を調整し、上位法と他の関連規定との整合性を図ることを目的としている。これら以外の上場会社に関する規則も、相次いで調整されているため、上場会社は、引き続きその動向を注視する必要がある。

3-1. 「中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区片区におけるクロスボーダー貿易・投資の高水準な開放の外貨管理改革の試行の展開に係る実施細則」⁸

国家外貨管理局広東省分局、2022 年 1 月 24 日公布、同日施行、部門規範性文書

3-2. 「洋浦経済開発区におけるクロスボーダー貿易・投資の高水準な開放の外貨管理改革の試行の展開に係る実施細則」⁹

国家外貨管理局海南省分局、2022 年 1 月 27 日公布、同日施行、部門規範性文書

3-3. 「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区におけるクロスボーダー貿易・投資の高水準な開放の

⁸ 中国語：中国（广东）自由贸易试验区广州南沙新区片区开展跨境贸易投资高水平开放外汇管理改革试点实施细则

⁹ 中国語：洋浦经济开发区开展跨境贸易投资高水平开放外汇管理改革试点实施细则

外貨管理改革の試行の展開に係る実施細則¹⁰

国家外貨管理局上海市分局、2022年1月28日公布、同日施行、部門規範性文書

3-4.「浙江省寧波市北侖区におけるクロスボーダー貿易・投資の高水準な開放の外貨管理改革の試行の展開に係る実施細則¹¹」

国家外貨管理局寧波市分局、2022年1月29日公布、同日施行、部門規範性文書

近時、国家外貨管理局が一部区域においてクロスボーダー貿易・投資の高水準な対外開放を試行したことにより、国家外貨管理局広東省分局、海南省分局、上海市分局及び寧波市分局は、次々に各管轄の対象区域に適用する実施細則を公布した。これらの実施細則の内容は共通しており、貿易・投融資の利便化の促進及びクロスボーダー投融資体制の改革・イノベーションの推進等のために經常項目及び資本項目の外貨管理措置の一部について調整が行われた。主な内容は、次のとおりである。

(1) 經常項目

- ・ 企業が国外取引相手方と經常項目に係る取引を行う場合、試行対象銀行は、当該企業のために差額決済を行うことができる。
- ・ 試行対象銀行は企業のために、直接に貨物貿易の特別払戻し業務を行うことができ、企業は事前に外貨管理局に登記する必要はない。

(2) 資本項目

- a クロスボーダー投融資ルートの拡大
 - ・ 中小零細ハイテク企業が500万米ドル相当額を限度として外債を借り入れることができる。
 - ・ 適格海外投資事業有限責任組合(QFLP)及び適格国内有限責任組合(QDLP)によるエクイティ・ファンドのクロスボーダー投資の実施に係る外貨業務ガイドラインが制定された。
 - ・ 銀行及び代理機関が銀行不良債権及び貿易融資資産等の信用貸付資産の対外譲渡業務を行うことができる。
 - ・ 多国籍企業による人民元・外貨一体化資金プーリングが試行された。
- b クロスボーダー投融資の利便化
 - ・ 外商投資企業(外商投資不動産企業を除く。)が試験対象区域において持分投資を行う場合には、投資先企業又は持分譲渡者は、国内再投資に関する登記を行う必要はない。
 - ・ 条件を満たす非金融企業の資本項目の外貨登記については、銀行が直接取り扱う。
 - ・ 資本項目の収入の非関連会社に対する(委託貸付による)貸付への使用禁止が解除された。
 - ・ 条件を満たす企業は、クロスボーダー投融資の通貨を自ら選択できる。
 - ・ 非金融企業の国外貸付の上限がその所有者権益の0.5倍から0.8倍に引き上げられた。

今回の外貨管理改革の目的は、4つの試験対象区域において、より高水準の開放型経済の新体制を構築する目標のもとで、「更に開放的、更に安全」な外貨管理の仕組みを模索し、経験を蓄積することであると言われている。今後、当該改革の試行措置は、運用状況に応じて調整される可能性があり、また、他の地域ひいては全国に拡大して実施される可能性があるため、引き続き立法動向を注視する必要がある。

4. 「国家知的財産権局知的財産権信用管理規定¹²」

国家知的財産局、2022年1月24日公布、同日施行、部門規範性文書

現在、知的財産権分野において、異常な専利出願、悪意の商標登録出願、虚偽資料の提出による費用の不正減額等の誠実信

¹⁰ 中国語：中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区开展跨境貿易投資高水平開放外匯管理改革試點實施細則

¹¹ 中国語：浙江省寧波市北侖区开展跨境貿易投資高水平開放外匯管理改革試點實施細則

¹² 中国語：国家知識産権局知識産権信用管理規定

用違反行為が依然として存在すると言われている。国家市場監督管理総局の制定した「市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法」(2021年9月1日施行)では重大違法信用失墜名簿に掲載されるべき知的財産権分野の違法行為が列挙されているところ、今回、国家知的財産権局の制定した「国家知的財産権局知的財産権信用管理規定」(以下「本規定」という。)では、知的財産権分野における信用失墜行為及び重大違法信用失墜主体の認定及び管理、信用維持奨励措置等が全面的に規定されている。本規定の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 信用失墜行為の認定

イノベーションの保護を目的としない異常な専利出願、悪意の商標登録出願等の6つの行為は、信用失墜行為として規定された。また、各信用失墜行為の認定根拠についても規定され、例えば、異常な専利出願に係る信用失墜行為の認定根拠は異常専利出願却下通知書とされ、悪意の商標登録出願に係る信用失墜行為の認定根拠は悪意の商標出願に係る審査・審理決定とされている。

(2) 信用失墜主体に対する管理措置及び期間

管理措置としては、次のものが挙げられる。

- ・ 財政的資金プロジェクトの申請、優遇政策及び便宜措置に対するより厳しい条件での審査、承認
- ・ 優良・先進企業認定資格、知的財産権模範企業・優位企業申告資格の取消
- ・ 重点的な監督管理対象としての厳格な監督、管理
- ・ 信用承諾制度の適用対象外とすること

管理措置期間は1年であるが、1年以内に再度信用失墜行為を実施した場合には延長され、最長は3年である。

(3) 信用失墜主体による信用回復申請条件及び信用回復不可事由

信用失墜行為が6か月を経過し、かつ、既に信用失墜行為の是正、関連義務の履行及び不利益の自発的な除去を実施し、新たに信用失墜に係る認定を受けなかった場合には、信用回復を申請することができる。

ただし、次の事由等がある場合には、信用回復を許可しない。

- ・ 前回の信用回復から1年未満であるとき
- ・ 信用回復の申請過程において、虚偽を弄し、故意に事実を隠ぺいするなどの行為が存在するとき
- ・ 信用回復の申請過程において、信用失墜認定を再度受けたとき

(4) 重大違法信用失墜主体の認定及び管理

次に掲げる主体については、重大違法信用失墜名簿に掲載し、かつ、3年の管理措置を講じる。

- ・ 専利、商標代理に係る重大な違法行為を行い、かつ、比較的により重い行政処罰を受けた主体
- ・ 履行能力を有するにもかかわらず、履行を拒否し、又は行政処罰若しくは行政決定の執行から逃れ、国家知的財産権局の公信력에重大な影響を及ぼした主体

(5) 信用維持主体に対する奨励措置

信用状況が3年連続良好である主体については、状況に応じて奨励措置を実施し、奨励措置には主に以下のものが含まれる。

- ・ 審査承認業務において、簡易サービス、特急サービス等の便宜が受けられること
- ・ 同等の条件において、優先的に政府特別資金の使用対象者、専利の優先審査対象者に選出されること
- ・ 検査業務において、適宜に検査頻度の軽減等が受けられること

本規定は、「知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)」を徹底的に実施し、知的財産権分野において信用管理体制を構築することを目的とする。本規定の施行により、中国の知的財産権分野におけるコンプライアンス及び信用の向上が期待される。

5. 「化粧品生産品質管理規範」¹³

国家薬品監督管理局、2022年1月6日公布、同年7月1日施行、部門規範性文書

国家薬品監督管理局は、2022年1月1日に施行された「化粧品監督管理条例」及び「化粧品生産経営監督管理弁法」等の行政法規、部門規則に基づき、2回の意見募集を経た後、同月6日に「化粧品生産品質管理規範」(以下「本規範」という。)を公布し、化粧品の生産品質管理について、上記条例及び弁法の関連規定を細分化し、補足している。

本規範において、化粧品の生産活動に従事する化粧品の登録者、届出人、受託生産企業(以下「化粧品生産企業等」と総称する。)は、要求に満たした生産品質管理体制を構築し、化粧品の原材料調達、生産、検査、保存、販売、リコール等の全過程に対するコントロール及び追跡を実現することが求められている。主な内容は、次のとおりである。

(1) 品質保証

化粧品の生産活動に係る記録管理、追跡管理、品質管理体制に対する自己検査、検査管理、サンプル保存管理等の制度に関する要求を細分化し、補足している。例えば、追跡管理制度について、原料、内包装資材、半製品及び完成品に関する明確なロット番号管理規則を制定し、ロット毎の化粧品生産に関する全ての記録を関連付け、全過程の追跡が可能であることが求められている。サンプル保存管理制度について、化粧品の完成品及び半製品に加え、新たに重要な原料に関するサンプル保存、サンプル記録の保存を求める規定が設けられた。

また、化粧品品質安全責任制度について、化粧品生産企業等が品質管理部門を単独で設置すべきであることが明確に規定され、かつ、各種責任者の資格条件及び職責についても詳細な規定が設けられた。さらに、作業場や設備の設置について、具体的な要求が示された¹⁴。

(2) 原材料管理

原材料仕入先の選定、原材料仕入検査の記録及び検収、原材料出庫承認管理等の制度に関する内容が具体的に示され、原材料審査制度が新たに設けられた。

(3) 生産管理

生産の準備、生産過程、生産後の各段階に関する管理要求が示された。化粧品生産企業等は、製品出荷承認管理制度を構築して実施し、化粧品が検査に合格し、かつ、関連する生産及び品質活動の記録が審査・承認を経た場合に限り、出荷することができる。

(4) 委託生産管理

個別に「委託生産管理」の章が設けられ、主に化粧品登録者又は届出人が生産を委託する場合の義務及び責任が規定された。例えば、受託生産企業の選定基準、受託生産企業が生産活動に対する監督制度、受託生産企業の変更制度等を制定すること、受託生産業者による化粧品の工場出荷承認後、化粧品の販売出荷承認義務を履行することが挙げられる。

(5) 販売管理

製品販売及び返品記録、製品保存及び運送管理、製品品質苦情管理、化粧品有害作用モニタリング、製品リコール管理等の制度に関する内容が具体的に示された。

本規範において、化粧品の生産品質管理について、比較的詳細な要求が示された。化粧品生産企業等においては、本規範の施行までの約半年の間、その内容に照らし適宜関連制度等を整えることが望ましい。

¹³ 中国語: 化妆品生产质量管理规范

¹⁴ なお、本規範施行前に化粧品生産許可を取得した企業が本規範に適合するために作業場、設備等をグレードアップ・改造する必要がある場合には、本規範施行1年後の2023年7月1日前までに完了させるものとし、猶予期間が与えられている。

6. 「広東省外商投資権益保護条例」¹⁵

広東省人民代表大會常務委員會、2022年1月16日公布、同年3月1日施行、地方性法規

「外商投資法」及びその実施条例の施行から2年後、広東省は、「広東省外商投資権益保護条例」(以下「本条例」という。)を打ち出した。本条例は、外商投資権益の保護を目的とする初めての省レベルの地方性法規であると言われている。

本条例は、上位法である「外商投資法」及びその実施条例について関連規定を細分化し、補足している。主な内容は、次のとおりである。

(1) 外商投資権益の保護に係る行政体制の完全化

- ・ 県レベル以上の商務主管部門は、外商投資権益の保護業務を担当し、外商投資権益保護における分野・部門を跨がる問題を率先して調整する。
- ・ 省の知的財産権保護主管部門は、知的財産権共同保護メカニズム及び保護体系を構築し、外国投資者、外国投資企業の知的財産権を侵害する行為を法により処分する。
- ・ 省の商務主管部門及び地区レベル以上の市、県レベルの人民政府の指定する部門又は機構は、外国投資者、外商投資企業の苦情申立てに関する事項の処理を担当する。また、本条例は、かかる苦情の受理及び取扱手続について具体的な規定を設けている。

(2) 内外資企業の平等原則の強調

- ・ 基準の適用、政府調達等の各方面において、外商投資企業と内資企業を平等に扱い、外商投資参入許可ネガティブリスト以外の分野において外商投資に参入許可制限を設けてはならない。
- ・ 外商投資企業が公共のプラットフォームサービス建設の研究開発及び政府科学技術計画プロジェクト等の申請に平等に参加し、関連する政策サポートを享受できる。
- ・ 大型科学研究設備・施設、重要科学技術インフラが国の規定に従い外国投資者、外商投資企業に共有・開放される。


(3) 多様な面における外国投資者、外商投資企業に対する奨励

- ・ 知的財産権に関する出願・登録・登記・取引の実施を奨励する。
- ・ 各種市場主体、科学研究主体との技術提携を奨励する。
- ・ 推奨基準の関連技術要求より高く、世界先端レベルの企業基準の制定を奨励する。

外商投資はこれまで広東省の経済発展に重要な役割を果たしてきたと言われている。本条例の制定から広東省が外商投資を一層重視する姿勢が見受けられる。今後、本条例の運用により、外国投資者や外商投資企業にとってより有利な投資環境が整うことが期待される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁵ 中国語: 广东省外商投资权益保护条例